都道府県医師会 感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長 小森 貴

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

標記の件について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第23項に基づき人を発病させるおそれがほとんどないものとして、下記を指定し、平成24年7月31日から適用される旨、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県衛生主管部(局)長等宛通知がなされ、本会に対して情報提供がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、管下郡市 区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げま す。

記

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限る。)

- A/common magpie/Hong Kong/5052/2007(H5N1) (SJRG-166615)
- A/Egypt/2321-NAMRU3/2007 (H5N1) (IDCDC-RG11)
- A/Egypt/3300-NAMRU3/2008 (H5N1) (IDCDC-RG13)
- A/Egypt/N03072/2010 (H5N1) (IDCDC-RG29)
- A/Hubei/1/2010 (H5N1) (IDCDC-RG30)

事 務 連 絡 平成24年7月31日

社団法人日本医師会 感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

平素より病原体等の適切な管理について、ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

今般、告示公布につきまして、別添のとおり地方自治体宛に通知いたしましたのでお知らせいたします。



健感発 0 7 3 1 第 1 号 平成 2 4 年 7 月 3 1 日

各 政令市 特別区

衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長随軍巨



人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が 指定する病原体等の一部を改正する件の公布について

「人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件」が本日、厚生労働省告示第462号をもって公布され、本日から適用されたところです。

今回の改正の概要等は下記のとおりですので、ご了知の上、関係者に対して周知いただくとともに、その運用に遺漏ないようにお願いします。

記

#### 1 改正の内容

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年 法律第114号。)第6条第23項の規定に基づき、人を発病させるおそ れがほとんどないものとして、新たに、以下の病原体を指定する。

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1 であるものに限る。)

- A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H 5 N 1) (SJRG-166615)
- A/Egypt/2321-NAMRU3/2007 (H 5 N 1) (IDCDC-RG11)

- A/Egypt/3300-NAMRU3/2008 (H 5 N 1) (IDCDC-RG13)
- A/Egypt/N03072/2010 (H 5 N 1) (IDCDC-RG29)
- A/Hubei/1/2010 (H 5 N 1) (IDCDC-RG30)

2 適用期日平成24年7月31日から適用する。

#### 人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等の一部を改正する件新旧対照条文

### ○人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百号)

(傍線部分は改正部分)

改	<b></b>
第1・第2 (略)	第1・第2 (略)
第3 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるもの	第3 法第6条第23項の厚生労働大臣が指定する病原体等は、次に掲げるも
とする。 1~9 (略)	とする。 1~9 (略)
10 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH	(新設)
5 N 1 であるものに限る。) A/common magpie/Hong Kong/5052/200	
7 (H 5 N 1) (SJRG-166615)	
11 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH	(新設)
5 N 1 であるものに限る。) A/Egypt/2321-NAMRU3/2007 (H 5 N 1	
) (IDCDC—RG11)	
12 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH	(新設)
<u>5 N 1 であるものに限る。) A / Egypt / 3300 — NAMRU3 / 2008(H 5 N 1</u>	
) (IDCDC—RG13)	
13 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH	(新設)
<u>5N1であるものに限る。)A/Egypt/N03072/2010(H5N1)(IDC</u>	
<u>DC — RG29)</u>	
14 $14$ $14$ $15$ $15$ $15$ $16$ $16$ $17$ $17$ $17$ $18$ $19$ $19$ $19$ $19$ $19$ $19$ $19$ $19$	(新設)
<u>5 N 1 であるものに限る。) A / Hubei / 1 / 2010(H 5 N 1)(IDCDC - R</u>	
<u>G30)</u>	(mb)
<u>15~23</u> (略)	<u>10~18</u> (略)

(同二五四

〇日本国に帰化を許可する件 同三〇

○道路運送法施行規則の一部を改正す 〇予防接種実施規則の一部を改正する 〇健康保険法施行規則等の一部を改正 省令 (同一一〇) する省令(厚生労働一〇九) る省令(国土交通七三)

## 害 远

官

O外国弁護士による法律事務の取扱い ○原戸籍が滅失した件(法務三○八) よる承認をした件(同三〇九) に関する特別措置法第七条の規定に

〇平成二十四年度の初日から平成二十 〇関税暫定措置法別表第一の六に掲げ び冷凍牛肉の各輸入数量を告示する 四年六月三十日までの生鮮等牛肉及 平成二十四年六月三十日までの輸入 数量を告示する件(財務二五三) る物品の平成二十四年度の初日から

〇人を発病させるおそれがほとんどな 〇平成二十三年度の標準報酬月額修正 る病原体等の一部を改正する件 いものとして厚生労働大臣が指定す 厚生労働四六二

〇作物統計調査規則第三条第一項の農 件の一部を改正する件 林水産大臣が定める植物等を定める 率を定める件(同四六三) (農林水産一八七三)

〇租稅特別措置法施行令第十七条第三 定める農林水産大臣が指定する農業 協同組合又は農業協同組合連合会を 指定する等の件の一部を改正する件 項及び第三十九条の二十六第三項に (同一八七四)

〇仙台空港の飛行場灯火について告示 した事項に変更を加えた件 (国土交通八四一)

送約款の一部を改正する件

般乗合旅客自動車運送事業標準運

〇建築基準法及びこれに基づく命令の 規定による規制と同等の規制を受け る工作物を定める件の一部を改正す るものとして国土交通大臣が指定す

〇海上における射撃訓練を実施する件 (防衛一七五、一七六)

〇公立高等学校に係る授業料の不徴収 関する法律施行規則第一条第一項第 及び高等学校等就学支援金の支給に 量を告示する件(同二五五) 体を指定する件の一部を改正する件 一号イ、ロ及びハの各種学校及び団 (文部科学一一五)

〇道路に関する件 ○道路に関する件 (四国地方整備局一〇七) (中国地方整備局九九)

# (国会事項)

人事異動

内閣 横浜市 名古屋市 大阪府 新潟県 法務省 福岡県 兵庫県 岐阜県 群馬県 鹿児島県 広島市 広島県 愛知県 東京都 福岡市 沖縄県 香川県 三重

会社その他

(皇室事項)

## 官庁事項

(官庁報告)

旅券法第十九条の二第一項の規定に基 づく一般旅券の返納命令に関する通知 (外務省)

指定保安検査機関の指定に関する公示 (中国四国産業保安監督部)

○道路に関する件 〇道路に関する件 (関東地方整備局二六六~二六八、 (東北地方整備局一二五)

閣議決定等事項

資

料

〔地方自治事項〕

〇平成二十四年度の初日から平成二十

四年六月三十日までの豚肉等並びに

生きている豚及び豚肉等の各輸入数

〇土地収用法の規定に基づき事業の認 定をした件(同二六九) 一七〇~二七六

○道路に関する件 (中部地方整備局一四〇、 四

相続、公示催告、失踪、

可の取消処分関係

地方公共団体 特殊法人等 教育職員免許状失効関係 職員の免職処分の無効関係

諸 事

項

公

告

適格機関投資家、製造たばこ小売定 価、鉱業法第一四二条、 建設業の許

破産、免責

特別清算、再生関係

報

# 〇厚生労働省告示第四百六十二号

原体等(平成十九年厚生労働省告示第二百号)の一部を次のように改正する。十三項の規定に基づき、人を発病させるおそれがほとんどないものとして厚生労働大臣が指定する病 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第二 厚生労働大臣

第3中18を23とし、10から17までを五ずつ繰り下げ、9の次に次のように加える。 平成二十四年七月三十一日

小宮山洋子

3.) A/common magpie/Hong Kong/5052/2007 (H5N1)(SJRG-166615) インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H 5 N 1 であるものに限

11 インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限

3.) A/Egypt/2321-NAMRU3/2007 (H5N1)(IDCDC-RG11)

インフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルス(血清亜型がH5N1であるものに限。)A/Egypt/3300―NAMRU3/2008(H5N1)(IDCDC―RG13)

3.) A/Egypt/N03072/2010 (H5N1)(IDCDC-RG29) る。) A/Hubei/1/2010 (H5N1)(IDCDC-RG30) インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H 5 N 1 であるものに限 インフルエンザウイルス A 属インフルエンザ A ウイルス(血清亜型が H 5 N 1 であるものに限